

2023年11月1日

OIST てだこチャイルド・デベロップメント・センター安全衛生管理マニュアル

関連法およびガイドライン

児童福祉法

認可外保育施設指導監督基準

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時対応のためのガイドライン

方針

OIST てだこチャイルド・ディベロップメント・センター(CDC)の職員は、全ての園児、CDC職員、メンテナンス作業員、請負業者、保護者および CDC への訪問者に対して、安全で衛生的な環境を提供することに尽力する。CDC は安全、衛生および環境保全に関するあらゆる法令上の規制を満たす、もしくはそれを上回る基準で運営する。また必要に応じて別途規制を設けることにより、合理的に実行可能な限り、CDC が園児、職員、保護者およびその他 CDC に出入りする全ての者にとって、安全で安心な場所であることを確保する。

CDC コミュニティの各メンバー(職員、保護者、その他 CDC に出入りする全ての者および場合によっては園児を含む)は、OIST の安全衛生(防災を含む)、環境保全に関する方針、規則および手順を遵守し、加えて全ての関連する日本の法規制を遵守することが求められる。これらの方針および手順に関して各個人が献身的、積極的に取り組むことが、安全で衛生的な環境づくりに不可欠である。

概要

安全で衛生的な環境の提供を実現するには、安全および衛生に関わる研修・訓練を受けた適格な職員の存在が必須である。事故や健康被害は、リスクアセスメントや点検の実施、職員への安全衛生研修・訓練や定期的な再研修の受講の機会の確保などの予防対策により軽減される。方針および手順は継続的な見直しを行う。

記録の保管

各園児について正確かつ最新の記録を保管することは、安全衛生管理における重要な要素である。各園児に関する緊急連絡先の情報、医療情報、予防接種歴、健康診断結果、および緊急時に使用する薬に関する情報は、CDC オフィスにて CDC アドミンが管理する。

月次安全点検の実施

- CDC 園長は、毎月1回の施設安全点検が手順に沿って行われていること、また、点検記録が適切に作成され、保存されていることを確認する責任がある。
- 安全点検はチームリーダーまたは CDC アドミンによって実施され、チームリーダーま



たは CDC アドミンは補修・修繕・購入など必要な対応について CDC 園長へ報告・相談する。

- 安全点検結果は全職員と共有し、指摘があった項目については、各職員にて早々に改善を行う。

[安全点検チェックリスト LINK](#)

責務

CDC に出入りする全ての者は、園児、自分自身および他人への安全に配慮した行動をとり、安全衛生に関する方針を遵守することが求められる。

CDC 園長は、CDC における安全衛生に責任を持ち、関連する全ての業務、手続きおよび方針の監督、見直し、監視を行う。CDC 園長は、特に以下に対して責任を持つ：

- 安全衛生に関する方針を毎年見直し、必要の応じて更新する。
- リスクアセスメントが毎年確実に実施され、その結果を CDC 職員および保護者の全員に公表する。
- CDC における安全衛生の実践を確保するために必要な行動計画について、施設管理部門、保健センター、CDC 連絡委員会、CDC 監督委員会の関係者に、必要に応じて報告する。
- 新入職員に対する、オンボーディング研修を監督する。
- 安全衛生に関する研修の必要性を見極め、研修を実施する。
- 再教育研修の必要性を見極め、時間を設定し、研修に出席する人たちの代替要員を手配する。
- 重大な事故や病気の発生を調査する。
- 外部機関(沖縄県庁、恩納村)による監査や巡回調査の手配をする。

CDC クラスルームスタッフおよびクラスルームスタッフアシスタントは、以下に対して責任を持つ：

- CDC における乳幼児の保育に関して、CDC の安全衛生に関する方針を読み、理解し、実践する。
- CDC における安全衛生に関するあらゆる方針を遵守する。
- 必須研修および再教育研修を受講する。
- 特定された危険に対して、対策を講じる。
- 緊急性の高い問題や危険に対して、必要に応じ直ちに対応し、CDC 園長に報告する。
- 緊急性の低い問題や危険については書面でディレクターに報告する、またはグループリーダーとの会議で議題として提起する。

OIST 施設管理部門は、CDC 園舎やインフラ設備を安全かつ衛生的な水準に維持することに責任を持つ。特に、以下について責任を持つ：



- CDC 園舎内外を、安全かつ衛生的な水準に維持する。
- 電気、ガス、水道、空調システムに対し、必要な点検作業を実施する。
- 火災報知器、消火器の定期点検を行う。
- 園児が使用する温水栓の設定温度を確認する。
- 園庭、屋外遊具、およびその他屋外エリアの安全を維持する。

OIST 保健センターは、安全衛生に関する問題について、CDC 園長および職員に助言し、病気や事故が起きた場合に支援を提供する責任がある。

園児の安全と健康に関する管理

CDC における園児の安全を確保するため、リスク要因を見極め、管理対策を講じなければならない。

CDC は、認可外保育施設指導監督基準に準じた安全対策を講じる。

緊急時の連絡先

保護者は連絡先の電話番号、緊急時に連絡すべき人物の氏名と電話番号を CDC に提供しなければならない。CDC は緊急時に備えて、各園児について少なくとも 3 通りの保護者との連絡手段を確保する。また、緊急連絡先の情報は、1 年につき少なくとも 2 回(保護者面談時に)確認する。

訪問者

CDC 職員、園児、保護者、その他許可を受けた関係者以外は、CDC に立ち入ることができない。事前連絡なしの訪問については、CDC 職員室にて対応する。

医療情報

保護者は、園児のアレルギー、食事制限、ならびに喘息、糖尿病、発作など CDC における保育時間中に園児の安全性に影響を及ぼす可能性のある持病や既往症に関する情報を提供しなければならない。

園児の健康診断、身体測定および予防接種

全ての園児は、入園時および CDC を継続的に利用する場合には入園後 1 年に 2 回、健康診断を受けなければならない。園児の健康状態は、登降園時に職員が留意すべきである。園児の身体的な発育は、月に 1 回身長と体重を測定することで確認する。園児の発達記録は、各園児の個人フォルダーに保管する。

保護者は、関係当局の勧告に従って予防接種を接種させ、最新の接種記録を CDC に提出しなければならない。



事故や怪我のリスクを軽減するための手段

日常点検。毎朝始業時に、CDC 園長または訓練を受けた職員は、CDC を巡回して危険がないかの確認を行い、緊急性のない問題に留意し、緊急性を要する危険を取り除くことが求められる。屋外についても、園児が園庭を使用する前に、毎日安全点検を行わなければならない。避難口付近は、あらゆる障害物を取り除く。

保育室の環境管理

- 園児が使用する全ての教材は、絵の具や接着剤を含め、毒性のないものでなければならない。
- 窒息の原因となりうる物は、園児の手の届かないところに保管しなければならない。
- 有毒物質は、洗浄剤や薬品を含め、園児の手の届かないところに保管しなければならない。
- 砂場の砂は、清潔で園児が遊ぶのに適していなければならない。
- 園児には、遊具の安全な使用方法について指導しなければならない。
- 全ての電源、電気コード、回線は適切に保護し、園児にはそれらに触れないよう指導しなければならない。
- 園児が利用する温水栓の温度は、火傷を防ぐために低温に設定しなければならない。
- 熱い飲み物は、職員室で園児から離れて飲まなければならない。
- 必要に応じ、階段の近くや通路の端に安全ゲートを取り付ける。
- 3～5 歳児の園庭と 0～2 歳児の園庭を区別する。
- 照明と換気は、倉庫を含めた全ての場所で適切でなければならない。
- 遊具や用具は、活動の際に職員や園児が自由に、安全に行き来できるように配置する。

その他

CDC 職員は、廃棄物の適切な取扱いおよび処理を行う。また、エネルギー利用の効率化に取り組む。加えて、地震、津波、台風、その他の自然災害（およびそれに伴う火災）に見舞われやすい沖縄の地理的特性に鑑み、CDC は、OIST が策定する災害・緊急事態対策手順および訓練に従う。

監視監督

- 園庭は、CDC 職員の監督下でのみ使用することができる。
- 園児の保育を行い、園児に監督のない状態で近づくことができるのは、許可された大人のみとする。
- 全ての園児について、常に CDC 職員の目の届く範囲内で活動させなければならない。
- 園庭使用後は、園庭全体の点検を行い、見えにくい場所等に隠れたり、残っている子どもがいないことを確認しなければならない。
- CDC の開園時間中は、常に 2 名以上の職員（うち 1 名は保育士資格保有者）が園内にいなくてはならない。



- 園児だけで、職員室やキッチンに入室することはできない。調理活動は常に大人の監督下で行うものとし、園児は高温になる調理器具や熱湯を取り扱ってはならない。

救急対応

全ての CDC 職員は、有効な救急救命資格を保持していなければならない。CDC 園長は、最新の救急救命の手順がどの園児の処置にも確実に実施されるようにする責任を持つ。

医療緊急時には、**CDC 医療緊急時の手順**に従う。

CDC 職員の救急研修は、以下の項目を含み、職員が個々の状況に対応できるようにしなければならない：

- 乳幼児の心肺蘇生法（乳幼児の研修用模型を使用）
- 窒息発生時の対応
- 意識を失った乳幼児への対応
- 呼吸困難の兆候の発見と対応
- 出血、火傷、ショックへの応急処置
- 中毒、咬み傷、刺し傷への応急処置

保護者と連絡がつかない場合、必要に応じて CDC 職員または OIST 保健センターの看護師が、園児を連れて医師の診察を受けさせる。その際には当該園児の入園記録の写しを持参する。緊急の場合には、保護者に連絡をし、園児や付き添いの CDC 職員と合流できる場所を案内する。

園児に、以下の症状や怪我があった場合には CDC 職員は救急車を要請する：

- 痙攣、ひきつけを起こしている
- 高所からの転落による骨折や頭部の強打
- 顔色が悪く、ぐったりとしている
- 吐き気や嘔吐を繰り返している
- 出血が止まらない
- 広範囲の火傷

CDC は、園児の衛生および健康に関する問題について、OIST 保健センターに相談する。OIST 保健センターが園児個人と個別に接触する必要がある場合には、事前に当該園児の保護者に連絡をする。



病気の園児の出席停止

CDC 園長は、感染症の兆候や症状を呈し、他者に感染させるリスクが高いと考えられる園児の登園を停止する権限を有する。

感染症に罹患している園児、また体調不良や症状のある園児に関しては、以下の登園停止規則が適用される。

登園停止規則

CDC における病気および怪我の管理

手洗いによる予防手段は、感染症の拡散を抑える重要な要素である。全ての CDC 職員、園児、保護者は、**CDC 手洗い規定**に従った手洗いを実施する。

保育の場面において、病気および怪我は頻繁に起きる。子どもは呼吸器系および消化器系の感染症に罹患しやすい。注意深く監視していても、園児は日常生活の中で擦り傷、あざ、切り傷、咬み傷を作ったり、転んだりすることが多々ある。頻度は下がるが、発作やひきつけ、喘息発作、アレルギー反応など医療的な緊急時に、応急処置および治療が必要となる場合もある。病気および怪我に対して迅速かつ適切な方法で対応することが重要である。

園児の体調が優れない場合、保護者に連絡し症状や病気の兆候を伝える。以下の場合には、保護者はすぐに子どもをピックアップし、必要に応じて医療機関を受診することが求められる：

- 嘔吐または二度以上の軟便がある場合（または一度の軟便であっても、他の症状を伴っている場合）。た
- 発熱（体温が 37.5° C 以上）がある場合。

高熱は小さい子どもでは発作（熱性けいれん）を引き起こす場合がある。発熱は以下の状況においては緊急の治療が必要である：

- 生後 3 か月以内の乳児で 38° C 以上の発熱
- 生後 3 か月以上の乳児または園児で 39.4° C 以上の発熱
- 頭痛、頸部の硬直、眠気、喉の腫れを伴う発熱

これらの状況は深刻な感染症の存在を示す場合があり、CDC は直ちに OIST 保健センターに相談し、アドバイスを受けるべきである。余分な衣服を脱がせて涼しくする、室温を涼しく保つなどの措置も講じるべきである。

園児が CDC 保育中に体調不良になった場合、CDC 職員は保護者に連絡をする。これは嘔

吐、軟便または発熱などの症状や病気の兆候を示す全ての園児に適用される。

園児が病気のために欠席すると保護者から通知を受けた場合、CDC は当該園児の出欠席記録にこれを記入する。

医務室

体調不良、または怪我等のために、個別対応が必要な園児のケアのために、医務室を使用することがある。

感染症の兆候を呈している園児は、他の園児から隔離するために医務室を使用するべきである。体調不良により他の園児から隔離して休養する必要がある園児についても、医務室を使用することがある。

園児は医務室では、必ず付き添いが必要であり、継続的に CDC 職員または園長の監視下に置かなければならない。

アレルギー、喘息、糖尿病、発作性疾患等を持つ園児は、特別な配慮が必要となる。CDC 職員は、個々の園児の緊急時の状態および対応について、また、緊急時に特別な機器や手順が必要になるかどうかについて把握しておかなければならない。緊急用の医療機器は、医務室の救急キットに保管する(エピペンが教室内の救急キットに保管)。CDC の施設から離れた場所に出かける際には、緊急バックパックに入れて持ち運ばなければならない。

救急キットは、全ての園児のニーズを満たすことができるよう、十分な数量の医療用品を常備しなければならない。また、最低限の医療用品を揃えた救急キットを別途、各教室に配置しなければならない。救急キットおよび機器は、常に職員が使用できる場所に保管しなければならないが、園児の手の届く範囲に置いてはならない。

医療用品は使用后、直ちに補充すべきである。救急キット点検担当者は、毎月各キットの中身を確認し、足りない用品や古い用品、期限切れの薬品などがいないか確認を行う。

救急キットチェックリスト(医務室用)

救急キットチェックリスト(教室用)

遠足等で CDC 施設外へ出かける際には、予備の救急キットを用意すべきである。園児を乗せる車両内にも、医療用品一式が入った救急キット、および園児の緊急連絡先情報を用意するべきである。

CDC 職員による薬の投与

CDC 保育時間中に投与が必要な処方薬は、保護者の要請により、規定の手順に従って CDC 職員が投与することができる。

薬は、中身がわかるようにラベルを付けた密閉プラスチック袋に入れて、与薬同意書、薬剤

情報提供書と一緒にクラスルームスタッフに手渡さなければならない。CDC 職員は処方内容に従って薬を投与することができるが、薬を与える前に他の職員と共に園児の氏名、薬の名前、投与量および回数を確認しなければならない。該当する薬、投与量および回数は、与薬同意書に記録しなければならない。

全ての薬は、園児の手が届かない安全な戸棚の中に入れて保管すべきである。使用しなかった薬は、保護者に返却する。

薬の計量は医療行為に当たり、CDC 職員は薬を計量して与えることはできない(例えば、50ml の容器から 3ml の薬を計り取る行為は医療行為となる)。

CDC では処方薬のみ与薬が可能であり、保護者の判断による薬の投与は行わない。

屋外遊び

- 屋外遊びは、天候が許す限り、午前と午後に 1 回ずつ行う。雨、激しい風/寒さ、または極端な暑さ (WGBT(暑さ指数)を参照) の場合には、屋外遊びを中止する必要がある。
- 雷鳴が聞こえたり、稲妻が見られる場合には、水遊びを含む屋外遊びを中止する。
- アクティビティルームは、スタッフの作業エリアとなっており、園児が使用するための安全対策がなされていないため、悪天候の際の屋内運動の場として使用できない。
- 屋外遊び中は、**15 分毎**に必ず全ての園児に (スタッフ自身についても)水分を摂らせなければならない。

<WGBT(暑さ指数)のチャート>

[WGBT ウェブサイトへのリンク](#)

WBGT 数値	色	外遊び制限 (3-5 yo)	外遊び制限 (0-2 yo)
31 以上	赤	外遊び・水遊び禁止	
28-31	オレンジ	30 分以内	20 分以内
25-28	黄色	45 分以内	30 分以内
21-25	青	60 分以内	

紫外線からの保護

- CDC 職員は、園児を太陽の紫外線から守る責任があり、屋外では常に園児に帽子を着用させなければならない。
- 保護者は、4 月から 10 月の間、日焼け止めを塗布した状態で園児を登園させる。この期間、午後に外遊びを行う場合には、CDC 職員は各園児の露出した皮膚全体に再度に日焼け止めを塗布する。
- CDC 職員も日焼け止めを使用することが奨励される。



- 保護者が自分の子どもに日焼け止めを使用しないことを要求した場合、その子どもの体は適切な衣服で保護されなければならない。
- 熱中症リスクの高い時期(4月～10月)には、必要に応じて園庭に日よけクロスを設置する。
- 11月から3月の紫外線率は概ね低く、過剰にさらされることはないため、園児は日よけをせずに太陽を楽しむことが奨励される。紫外線を浴びることで体内にはビタミンDが大量に生成され、それが強い骨や全般的な健康には重要であることに留意すべきである。

動物の持ち込み

- 基本的に、CDC 施設内では、いかなる動物も飼育することはできない。これは特に、アレルギー反応を引き起こす可能性のある体毛のある動物（ネコ、犬、齧歯類など）または感染症を運ぶ可能性のある動物（カメ、カブトムシ、鳥など）に適用される。衛生的な状態で適切に飼育される魚などは例外である。
- いかなる場合でも、動物が CDC 施設内に持ち込まれることは許されない。
- 迷い動物が CDC 施設内に侵入した場合、または外出時に迷い動物と遭遇した場合には、まず最初に園児の安全を確保した後に、当該動物の福利を確保するための措置をとる。
- 園児は常に動物を大切に、敬意をもって扱うように指導される。動物と接触した後は、必ず手洗いをを行う。

火災および緊急対応

全ての CDC 職員および保護者に対して、火災および緊急時の一連の対応や避難手順を周知する。また、その対応手順は職員室、各教室内に掲示されなければならない。

全ての CDC 職員および日常的に CDC 敷地内に入出入りする者(保護者および園児)は、非常口の位置、避難経路、最寄りの消火器や火災報知器の位置、およびその使用方法を知っておく必要がある。

全ての防火扉にはわかりやすい目印をつける。定期的な火災訓練を少なくとも月に 1 回実施し、CDC 職員が火災時の避難手順を安全かつ迅速に実行できるようにする。必ず火災訓練実施記録をつけ、規定の場所に保管する。

- 施設管理部門は、火災報知器の点検(1年に2回)、建物の評価および避難経路の再確認を行う。
- CDC 職員は始業時に、非常口や避難経路に障害物がないことを確認する。
- CDC 職員は終業時に、全ての電気機器(冷蔵庫を除く)の電源を切り、各教室の全てのドアと窓を閉める。
- CDC 施設内は禁煙環境である。



睡眠について

乳児は日中、質の良い睡眠を必要とする。また、幼児も昼寝が必要である。規則正しい睡眠習慣は、安全衛生上、重要な要素となる。安全な睡眠のため、CDC では下記の通り事故防止対策を行う：

SIDS 予防策

- 乳児は、ベビーベッドにマットレスを敷いた上であお向けに寝かせる。ただし、自由に寝返りが打てるようになった乳児については、あお向けに戻す必要はない。
- 睡眠中の乳幼児のそばを離れない。
- やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドのまわりのコード等）を置かない。
- 口の中に異物がないか確認する。
- 寝かしつける際には、食べ物やおもちゃ、嘔吐物が周りにはないことを確認する。
- 定期的な子どもの呼吸、顔色および体位を点検する。
 - 必ず1人1人チェックし、その都度記録する。
 - 0歳児は5分に1回、1歳以上は10分に1回チェックする。0歳児は睡眠チェック表に、その都度記録する。
 - 預けはじめは特に注意してチェックする
 - 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックする
 - 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にする
- 睡眠室は真っ暗にせず、子どもの顔色が確認できる程度の明るさを維持する。
- 保育室内の禁煙を徹底する。
- 厚着をさせない、暖房を効かせすぎない。
- 保護者と緊密なコミュニケーションをとる。子どもの睡眠習慣やその日の体調等を把握し、気になることはお互いに話し合い、必要に応じて追加で対策を講じる。

上記に加え、睡眠時間には下記のポリシーを遵守する：

- それぞれの子どもの睡眠に関わるニーズについては、保護者を相談しながら決定する。
- 家庭での睡眠習慣が可能な限り尊重され、睡眠時間や、ぬいぐるみなどのおもちゃをそばに置いて寝る等の個々の園児のニーズに対応する(0歳児は、枕やおもちゃの使用は禁止)。
- 園児は、それぞれ個人の布団・ベッドシートを使用し、布団・シートは定期的に家に持ち帰り交換・洗濯する。
- ベビーベッドと布団は、安全と動線に配慮して配置する。
- 睡眠室は換気され、快適な温度に保たれる。



- 乳児は、少なくともつかまり立ちを始める前までは、ベビーベッドにマットレスを敷いた上で寝かせる。
- 2歳児以下の園児は、日々の睡眠時間を記録し、保護者へ共有する。

食事について

食事提供の流れ（昼食・おやつ）

1. 配膳台、テーブルを清掃し、アルコールで消毒する。
2. 必要に応じて、食物アレルギーを持つ子どものテーブルを別途手配する。職員は、食物アレルギーを持つ子どもが食べ終わるまでそばを離れない。
3. 食事前には、全ての子ども、職員共に手洗いをを行う。
4. 食事を配膳する際には、職員はエプロン、三角巾、使い捨て手袋を着用する（おかわりを配膳する時、また、食事介助する際も同様）。

※配膳は、食事を始める直前に行う。アレルギー食や食事制限の特別給食については、お皿には盛り付けずに、個別容器のまま提供する。

5. 食事中は、特に以下の点に気をつける：
 - ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで食事を与える。
 - 子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない）。
 - 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - 誤嚥防止のため、子どもにはよく噛んで食べるよう指導する。
 - 食事中に他の子どもものを食べたり、床に落ちたものを食べたりしないよう気をつける。
 - 汁物などの水分を適切に与える。
 - 食事の提供中に驚かせない。
 - 食事中に眠くなっていないか注意する。
 - 正しく座っているか注意する。
6. 食事終了後は、配膳台、テーブル、イス、床の清掃を行う。配膳台、テーブルをアルコールで消毒する。
7. 食べ残しは、子どもが誤って口に入れられないよう、子どもの手が届かない場所に処分する。

給食・弁当・おやつ受け取り後の管理

- 弁当持参の子どもについては、朝、登園時に弁当を持ってきていることを確認し、また保冷剤が入っていることを確認した後、昼食時間まではクラスの冷蔵庫の上で保管する。
- 給食は、毎日 10:00 頃までに CDC に搬入され、その後キッチンスタッフにより各クラスに運ばれる。給食がクラスに運ばれた後は、置き場所、室温設定等、安全衛生に十分配慮する。給食の消費期限は 13:00、必ず 13:00 までに食べ終わらなければならない。



- 午前のおやつと午後のおやつは、キッチンスタッフにより各クラスに運ばれます。おやつがクラスに運ばれた後は、置き場所、室温設定等、安全衛生に十分配慮する。

食物アレルギー・食事制限のある子どもへの対応について

- 食物アレルギー・食事制限のある子どもについては、CDC アドミンで情報を管理し、リスト化し、全職員へ周知する。
- クラスに食物アレルギー・食事制限のある子どもがいる場合には、当該クラスの冷蔵庫にその情報を掲示する。
- 食物アレルギーを持つ子どもについては、政府のガイドラインに沿った管理対応を行う。

[食物アレルギーの管理に関する手順書 LINK](#)

水遊び

- 水遊びは、毎年 7 月～9 月に実施する。
- 園児の健康状態考慮し、天候、気温、暑さ指数 (WBGT) 等を踏まえ、日々決定する。
- 大雨の場合、また雷鳴が聞こえたり、稲妻が見られる場合には、水遊びを含む屋外遊びを中止する。

安全・衛生の確保

- 水遊び開始前および水遊び終了後 (6 月、10 月) に全園児に蟻虫検査を実施する。蟻虫が確認された場合には、病院を受診し、治療を行うよう保護者へ依頼する。
- 水遊び用具、園庭は常に整理整頓、清掃し、危険物、障害物が無いように注意する。児童の転倒等に十分に注意し、滑り止めマット等を活用する。

水遊びを行う際に注意すべきポイント

- 事前に児童の健康状態 (熱、感染症、湿疹、内服等の有無)、保護者の水遊び参加希望有無を確認する。
- 監視者を少なくとも 1 名配置し、監視者は水遊びや保育には参加せずに、監視エリア全域をくまなく監視することに専念する。
- 持ち場を離れるときは、必ず他の職員に声をかけ、了解を得る。その際、必要に応じて代わりの職員をつける。
- 十分な監視体制の確保ができない場合には、水遊びの中止も選択肢とする。
- 日除けを使用する等、熱中症対策に配慮する。また、十分な水分補給 (少なくとも 15 分毎) を行う。
- 子どもの様子に異変があった場合には、「[CDC 医療緊急時の手順](#)」に従い、直ちに CDC オフィスに連絡し 119 番通報を依頼するとともに、救命処置を行う。
- 監視者は、水遊びを行う前に毎回「[水遊びに関するチェックリスト](#)」を確認し、水遊び中のリスクや注意すべきポイントについて再認識する。



- ・ 監視者は、毎回、「水遊び日誌」を記入する。

園外活動

園外活動の計画および事前準備

- ・ 子どもの発達段階に見合った目的地、経路、時間を選定する。
- ・ 当日の天候や状況の変化に合わせて、目的地の変更も検討する。
- ・ 必要に応じて、事前に、目的地の下見を行い、駐車場から目的地までの道順とかかる時間、トイレの場所（トイレットペーパーの有無も確認）、お弁当を食べる場所等を確認する。
- ・ 万が一の事故に備え、緊急時の対応手順を確認しておく。
- ・ 緊急バックパック（救急箱、緊急連絡先）を用意し、持ち物の点検をする。

目的地での活動内容

- ・ 子どもの発達段階を踏まえ、安全に留意し、目的に合った活動をする。

園外活動行う際に注意すべきポイント

- ・ 子どもの体調を確認する。
- ・ 活動にふさわしい衣服を着ているか確認する。
- ・ トイレに行くように声をかける。
- ・ 引率漏れがないように、常に子どもの位置を確認する。出発時、到着時、場面の切り替わりの度に必ず複数のスタッフで人数確認を行う。
- ・ 1列で歩く際には、スタッフは先頭と最後尾の位置を基本とし、全体に目配りし、スタッフが車道側を歩く。
- ・ 移動中も引率漏れがないように、常に子供の行動に注意する。
- ・ やむを得ず行先、経路等を変更する場合は、必ずオフィスに連絡を入れる。
- ・ 危険個所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等をスタッフ同士で確認し、子どもに説明する。
- ・ スタッフは、立ち位置や役割を決め、連携をとりながら保育にあたる。
- ・ トイレに行くときには、必ずスタッフが付き添い、トイレ内の安全を確認した後に子どもに使用させる。
- ・ 小まめに水分補給をさせる。
- ・ 不審者がいないか、常時目を配る。不審者と思われる人がいた場合、速やかにその場を離れ、必要に応じて 110 番通報する。

バス送迎に係る安全管理

- ・ 園外活動出発前に運転手と経路や停車地点を確認する。



- バスには、必ず 2 名以上(運転手はカウントしない)のスタッフが子どもと一緒に乗車する。
- 少なくとも 1 名のスタッフは最前列の席に、1 名のスタッフは最後列の席にすわり、乗車中も全体に目配りをする。
- バス乗車時、降車時に必ず複数のスタッフで点呼・人数確認を行う。
- 乗車中は、全てのスタッフ、子どもはシートベルトを着用する。
- 降車後は、最後列に座ったスタッフが子どもの取り残しがないかの確認を行う。また、車内の忘れ物確認を行う。

園外での事故への対応

- スタッフは、119 番や 110 番通報する者、状況や時間を記録する者、負傷したまたは体調不良となった子どもの応急処置、救命措置を行う者、他の子どもの安全確保にあたる者、CDC に連絡を行う者に分かれて対応する。
- 応援を要請する。状況に応じて、すぐに CDC に戻る。
- CDC で連絡を受けた者は、状況に応じて、当該園児の保護者への対応を行う。
- 事故報告書を作成する。

職員の健康について

- 全ての CDC 職員は、雇い入れ時、およびその後 1 年に 1 回の定期健康診断を受けなければならない。
- キッチンスタッフ、チームリーダー、アドミン、乳児クラススタッフ全員は、毎月 1 回検便検査を行う。
- CDC 職員には、毎年 1 回 CDC の費用負担でインフルエンザ予防接種を受けることができる(希望者のみ)。
- CDC 職員は、水痘、風疹、破傷風、ポリオおよび B 型肝炎を含めた感染症と感染リスクについて知らされる。職員は、自分自身の抗体保有状況を確認しておくことが奨励される。
- CDC 職員が重篤な感染症状を呈している場合、その職員は症状が治まり、他者への感染リスクがなくなるまで自宅にて静養することが求められる。軽度な症状がある場合、出勤するかどうかについては各職員自身の判断に委ねられる。
- CDC 園長は、保健センターおよび人事と相談のうえ、他者への健康リスクになると思われる職員の出勤を停止することができる。
- CDC は、使い捨て手袋を常備し、スタッフが使用できるようにしておく。使い捨て手袋は、おむつの交換、出血や嘔吐のある園児の対応時など、体液への接触が他の園児または職員への健康リスクとなる可能性がある場合に必ず着用する。
- CDC は、PPE (個人防護具) を常備し、スタッフが嘔吐物処理の際に使用できるようにしておく。



OIST

OKINAWA INSTITUTE OF SCIENCE AND TECHNOLOGY GRADUATE UNIVERSITY
沖縄科学技術大学院大学

CDC は、CDC 職員の個人的な問題が業務に深刻な影響をおよぼしている場合、当該職員が心身の健康や生産性を取り戻すために、専門家によるカウンセリングサービスを利用できるように配慮する。

緊急時対応

緊急時対応マニュアル

こちらのリンクには、下記マニュアルが含まれます：

- CDC 避難経路図および消火器、火災報知器、AED の設置場所
- 火災発生時避難マニュアル(クラスルームスタッフ用)
- 地震発生時避難マニュアル(クラスルームスタッフ用)
- 火災発生時対応マニュアル(オフィススタッフ用)
- 地震発生時対応マニュアル(オフィススタッフ用)
- 不審者対応マニュアル
- 化学物質漏洩への対応
- ゲリラ豪雨・台風接近時の対応(水害対応)
- 停電発生時の対応について
- 園児の行方不明や誘拐された場合の対応
- 保護者以外への園児の引渡しについて



火災発生時フローチャート (119 番通報)



○発見者が大声で周囲のスタッフへ火災発生を知らせる。
「<キッチン>で火事だ!」「<キッチン>で火事だ!」
「報知器を押してください!」※オフィスに連絡
初期消火 or 自分のクラスまたは自分がいる建物内の取り
残しチェック、誘導、救助
○知らせを聞いた TL/アドミンは、トランシーバーを用いて、
CDC 全体へ火災発生を知らせる。

初期消火班 or 第一発見者
消火器で初期消火に努める。

消火失敗した場合は
避難誘導、援助に加わる。

○避難指示 (防火管理者/園長)
①「<キッチン>で火災発生、119 番通報お願いします」
②「<キッチン>で火災発生、警備ボックスへの連絡と、園外で
車両の誘導をお願いします」
③～「CDC 1 (2, しんか)の教室チェックと誘導お願いします」

○園児の避難 (クラスル
ームスタッフ)
各クラスにて、園児を安全な場所(一時避難場所)
に避難させ、出欠点呼を
行い、防火管理者(または
園長)に人数報告をする。

○通報係 1 (アドミン/TL)
119 番へ通報
※携帯電話使用を推奨
「てだこ保育園<キッチン>より
火事が発生しました」「恩納村
谷茶 OIST 大学院内、住所は恩納
村谷茶 1919-1」「目印は立体駐車
場の前の円形の建物」「逃げ遅れ
の有無は確認できません」「通報
責任者は〇〇です」

○通報係 2 (アドミン/TL)
警備ボックスへ連絡
※緊急トランシーバーを使用
「てだこ保育園<キッチン>
より火事が発生しました。119
番通報しました。消防車の誘
導を<講堂前> or <CDC 駐車
場>までお願いします。」

○避難指示 (防火管理者/園長)
CDC 1、2、しんかの取り残し確認後、一時避難場所で人数報告
を受けた後、必要に応じて全クラスへ最終避難場所への避難を呼び
かける。「最終避難場所、講堂に避難してください。」
「友達を押さない、走らない、静かに、戻らない」という言葉を繰
り返し伝える。

誘導先で待機、消防車が到着
したら消防署員に火災現場状
況の報告をする。

最終避難所にて人数確認、
避難の完了。

○保護者へ連絡 (クラスルームスタッフ)
火災の状況や避難場所を伝え、お迎えを依頼する。その際、保
護者名とお迎え時刻を確認する。
※不安を煽らないようにする



救急時の対応について(119 番通報)

緊急性が高い場合:

- 直ちに 119 番通報して救急要請を行う。
「救急です!」「〇〇歳の男の子/女の子が いつ どこで どのように なった」
「恩納村谷茶 OIST 大学院内、住所は恩納村谷茶 1919-1」「目印は立体駐車場の前の
円形の建物」「通報責任者は〇〇、電話番号は 098-982-3338」
- 必要に応じて応急処置、心肺蘇生、AED を使用して救命措置を図る、また状況や時間を記録する。
- CDC オフィスに連絡し(または他のスタッフに連絡させ)、警備ボックスに救急車誘導を指示・依頼する。警備ボックスへの連絡には、緊急トランシーバーを用いる。
防災センター 098-966-8989・18989(内線)
- 救急車が到着したら、救急隊員に容態や手当の内容を伝える。
- 保護者へ連絡をとり、状況を伝える。
- 事故報告書を作成する。

緊急性がない傷病や怪我の場合:

- 必要に応じて応急処置を行う。
- 応急処置に関する相談が必要な場合、OIST 保健センターに連絡する。
OIST 保健センター098-966-8945・28945(内線)
- 必要に応じて、園児の保護者に連絡し、状況を報告する。
- 事故報告書を作成する。

近隣の医療機関(英語対応)

まつしまクリニック(読谷村) 098-966-8115

恩納クリニック(恩納村) 098-958-6888

アドベンチストメディカルセンター(西原町) 098-946-2844